

新発田広域クリーンセンターへのごみの持込みについて

受入時間

【平日】

一般ごみ	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 16:30
大型可燃ごみ（裏面）	9:00 ~ 11:00	13:30 ~ 16:00

【土曜日】

一般ごみ	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00
大型可燃ごみ（次項）	9:00 ~ 11:00	13:30 ~ 15:00

持ち込むことが出来るごみ

新発田市、胎内市で発生した燃やせるごみ（一般廃棄物）
※ごみを入れる袋は透明か半透明の袋を使用してください。

持ち込めないもの

資源物

- ・紙類
（段ボール、チラシ、再生紙等）
- ・ペットボトル
- ・発泡スチロール
- ・資源回収しているもの

不燃物・処理困難物

- ・金属がついているもの
- ・ガラス、陶器
- ・燃えにくいもの
- ・規格外に大きいもの
- ・特別な処理が必要なもの

産業廃棄物

- ・農業や事業で発生したプラスチック系ごみや建築廃材等

持ち込むことが出来る人

- ・本人（家族・親類を含む 事業者の場合は従業員を含む）
- ・一般廃棄物収集運搬事業者（要許可）



本人以外の第三者（友人、知人、本人から依頼された人を含む）が他人のごみを運ぶことは法律で禁じられています。

特に請け負った事業の過程で発生したごみを自宅から出たごみとして偽って運び込むことは絶対にやめてください。

虚偽の申請が疑われる場合には、監視カメラ映像の提出を含むしかるべき対応をとることがあります。

他人のごみを一般廃棄物収集運搬許可なく運ぶことはできません。

（廃棄物処理法 第7条）

一般廃棄物収集運搬許可を持たない事業者へごみの運搬を委託した場合、委託した事業者も受託した事業者も罰則（**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの両方**）の対象となります。

（廃棄物処理法 第25条）

大型可燃物の持込みについて

受入時間

【平日】

一般ごみ	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 16:30
大型可燃ごみ	9:00 ~ 11:00	13:30 ~ 16:00

【土曜日】

一般ごみ	8:30 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00
大型可燃ごみ	9:00 ~ 11:00	13:30 ~ 15:00

○機械で破砕処理できない大きさのごみは受け入れできません

大きさの目安

棒状 直径10cm以内 長さ1.8m以内
板状 厚さ 4cm以内 長さ1.8m以内 幅1.2m以内
布状 3.0m四方（厚手のものは板状に準じる）
紐状 長さ1.8m以内

（例示品）

木材、剪定枝
畳、家具類
布団、カーペット
帯、ホース

○大量の持込みは混雑の原因になりますので1回の量を制限しています

持込量の目安

おおよそ軽トラック 1台以内として、量が多い場合は分けて搬入してください

布団・カーペット類は 10枚程度

畳・塩ビ波板類は 20枚以内

○金属やガラス等の不燃物は取り除き、破砕処理ができる状態で持ち込んでください

家具等は予め金具やガラスを外して板状に解体して搬入してください

衣装ケースや筆筒の引き出し程度のサイズは箱状で処理が可能です

スプリングや金具が外せないごみは不燃ごみになります

電気カーペット、電気毛布は基盤部分を切り取ってください

○主な間違って持ち込まれる処理できない大型ごみ

伐採した木の根（大きい塊状のものは燃えにくく処理できません）

FRPなど強化プラスチック製のもの（ガラス繊維が含まれています）

農業等事業で発生したビニール、プラスチック類（産業廃棄物は処理できません）

業者が解体やリフォームした際の建築廃材（産業廃棄物は処理できません）